

いわ くら し こ じょう れい
岩倉市子ども条例

すべての子どもは、
未来の社会をつくっていく、
かけがえのない宝です。

子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、
健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、

その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。

そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、

子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、

やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切に、他の子どもも大切にするとともに、

社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、

子どもが元気に育つことに喜びを見だし、

子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、

子どもの権利を尊重し、

岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、

ここに岩倉市子ども条例を定めます。

岩倉市子ども条例(前文)



岩倉の未来を担う子どもたちへ

— 岩倉市子ども条例を読む前に。

岩倉市では、子どもたちが将来にわたって

安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、

「岩倉市子ども条例」を制定しました(平成21年1月1日)。

未来の岩倉を担う子どもたちの代表が、大人たちといっしょに会議や

ワークショップに参加してつくりあげた条例です。

岩倉の子どもたち全員が、すこやかに成長するために、

大人も、子どもも、しっかりこの条例を読んで、理解しましょう。

1

世界に目を向けてみよう

— 子ども条例の背景にあるもの。

子どもとは18歳になっていない人のこと。世界では、その数、約22億人。でも、世界の子どもたちが、みんな日本と同じではありません。紛争のある国で暮らす子、家がなく、街なかで暮らす子、学校に行けない子、様々です。

世界中の子どもたちの命と人権を、どんな環境においても守るために、1989年「子どもの権利条約」が国連で採択されました。日本も1994年に批准*して、それを受けて日本各地で、その地域に暮らす子どもたちのすこやかな成長を願って、子どもの権利を守る約束——子ども条例がつくられています。

*批准 日本が世界に対して約束すること



2

「子どもの権利」って、なあに

「権利」とは、人間が、人間らしく生きるために大切にされなければならないこと。

子どもの権利には、人間としての基本的人権の権利に加えて、4つの柱があります。

そして、子どもにとって最善の利益は、子どもを第一に考える大人の愛情ある援助・指導で守られます。

【生きる権利】

防ぐことのできる病気などで命をうばわれないということ。つまり、病気や怪我の治療を受けられることなどです。

【守られる権利】

すべての暴力や虐待、いじめ、犯罪などから守られるということです。

【育つ権利】

教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができること。自分が考えたり、信じたりすることの自由が守られて、自分らしく育つことができるということです。

【参加する権利】

自由に自分の意見を言ったり、集まってグループをつったり、自由に活動することができるということなどです。

3

岩倉市の子ども条例とは…

岩倉市の子ども条例は、愛知県で3番目に制定されました。

国連の子ども権利をもとに、岩倉らしさを取り入れてつくられています。それを読み、まず前文(表紙)を読んでみてください。さらに、その権利を守るために、市や市民、そして子ども自身が、どんなことをしなければならないのかについて触れています。

「子ども条例」は、子どもたちに一方的に権利を与えるものではなく、大人が子どもに向き合い、子どもも声を出すことで大人が耳を傾ける、お互いの誠実な人間関係をつくるためにあるのです。



岩倉の子どもたちが、 すこやかに育つように みんなで支えます。



子どもたちに保障されている権利は——

- 子ども一人ひとりが尊重されること。(第4条)
- 遊び、学び、休息すること。(第5条)
- 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。(第5条)
- あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。(第6条)
- 愛情と理解を持って生まれること。(第6条)
- 平和な環境で生活できること。(第6条)
- 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。(第7条)

岩倉市が果たすべき役割は——

- 子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と協力して、子どもに関する施策を実施します。(第9条)
- 保護者、市民、学校、事業者等と連携して、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談・救済に必要な措置を講じます。(第13条)
- 子どもが地域社会や自然とのかかわりを持つことができる遊び場や体験の場をつくるよう努めます。(第15条)
- 子どもが安心して過ごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。(第16条)
- 保護者が安心して子育てができるよう支援します。(第17条)

【岩倉市子どもの権利救済委員(第14条)】

子どもたちが権利を侵害されたとき、その救済を図るために、市長から選任された権利救済委員が必要な措置を講じます。

地域社会と大人たちが果たすべき役割は——

- 親などの保護者は、子どもにとって最善であることを第一に考え、すこやかに育つよう愛情をもって全力で援助・指導していくよう努める。(第8条)
- 市民として、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努める。(第10条)
- 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努める。(第11条)
- 事業者は、事業活動のなかで、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努める。(第12条)

子どもが果たすべき務めは——

- 社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重しましょう。(第22条)
- 他の人がいじめ、暴力など、権利を侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないようにしましょう。(第23条)
- 戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めましょう。(第24条)

子どもの権利について考えよう
11月20日は「岩倉市子どもの権利の日」です。

その日を含む1週間は、
子どもの権利を考える週間です。
小中学校では、子どもの権利に関する
授業が行われます。
ぜひご家庭でも、家族みんなで、考えてみましょう。

目次

前文(表紙に掲載)

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条～第7条)

第3章 子どもの権利を保障するための責務(第8条～第12条)

第4章 子どもに関する施策(第13条～第21条)

第5章 子どもの務め(第22条～第24条)

第6章 雑則(第25条)

附則



(4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って生まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかに安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(権利救済委員)

- 第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を設置します。
- 2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。
 - 3 救済委員の任期は、2年とします。

(子どものための場所の確保)

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすこすこことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

(施設の活用)

第16条 市は、子どもが安心してすこすこすることができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(子育ての支援)

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(子どもの参画の推進)

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発)

第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。

いじめにあっている^{とも}友だち、何か^{なに}悩^{なや}んでいる^こあの子…
一^{いっ}歩^ぽ、踏^ふみ出^だす勇^{ゆう}気^きを持^もって、声^{こえ}を^{こえ}か^{こえ}けてあ^{こえ}げてね。
みんなが^{たの}楽^{せいかつ}しく生^{せいかつ}活^{せいかつ}していると、自^じ分^{ぶん}も^{じぶん}しあ^{じぶん}わ^{じぶん}せに^{じぶん}な^{じぶん}れる^{じぶん}んだよ。



子どもの権利救済の窓口

- 子どもと親の相談員…各小中学校に配置
- 家庭児童相談室……岩倉市健康福祉部福祉課内
TEL 38-5830
- 市民相談室…岩倉市役所 1階
月～金曜日
9:00～12:00 13:00～16:00
TEL 38-5822

お問い合わせ

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市教育こども未来部 子育て支援課 TEL 38-5810
学校教育課 TEL 38-5818
FAX 66-6380
E-mail koho.prsec@city.iwakura.lg.jp



岩倉市子ども条例シンボルマーク

- 岩倉市子ども条例が、子どもたちにとって「わくわく」するような条例になってほしいという願いを込めて、「WAKUWAKU! いわくら市」をテーマにデザインしました。